



FAIR CONSULTING
GROUP

FAIR CONSULTING GROUP

www.faircongrp.tax

Japan

Tokyo
Osaka
Nagoya
Fukuoka

Hong Kong

Hong Kong

Vietnam

Hanoi
Ho Chi Minh City

China

Shanghai
Suzhou
Shenzhen
Beijing
Guangzhou
Chengdu

Singapore

Singapore

India

Gurgaon
Chennai
Bangalore

Germany

Munich
Düsseldorf

United States

New York
Los Angeles
Dallas

Indonesia

Jakarta

Thailand

Bangkok

Malaysia

Kuala Lumpur

Taiwan

Taipei

Philippines

Manila

Mexico

León

Australia

Melbourne

Israel

Tel Aviv

New Zealand

Auckland

Netherlands

Amsterdam

United Kingdom

London

Spain

Barcelona



シンガポール: 移転価格ガイドライン 第8版

Fair Consulting Tax Pte. Ltd

2025年11月26日

シンガポール移転価格ガイドライン 第8版

IRASが2025年11月19日に第8版を公表



シンガポールIRASは、第7版の公表（2024年6月14日）から約1年半振りの2025年11月19日に第8版を公表しました。

第8版の改訂は、簡素化・合理化されたアプローチ（SSA）のパイロット導入、移転価格調査に関する納税者の不服申立手続の明確化、関連者間ローンの債務または資本の構成に関する新たなガイダンスの追加、および資本取引（納税者による資本的性質の裏付けが必要）に関するガイダンスの強化など、主にコンプライアンスの明確化と国際税制の動向に対応するための変更を含んでいます。その他、相互協議（MAP）の申請における保護的なMAPのFAQ追加や、パスルーコストの文書化要件に関する明確化など、既存のルールの適用を円滑にするための更新が実施されています。

第1版

2006年2月23日

第2版

2015年1月6日

第3版

2016年1月4日

第4版

2017年1月12日

第5版

2018年2月23日

第6版

2021年8月10日

第7版

2024年6月14日

第8版

2025年11月19日

主な変更点

1. 簡素化・合理化アプローチ（SSA）の導入
2. 移転価格文書化（Section 6）に係るガイダンス・FAQの更新
3. IRASによる移転価格調整（Section 8）の更新
4. サーチヤージ・ペナルティ（Section 9）の更新
5. 相互協議（MAP）プロセスに係るFAQの追加
6. 相互協議（MAP）プロセス（Section 11）の更新
7. パスルーコスト（Section 14）に係るガイダンスの更新
8. 金融取引（Section 15）に係るガイダンスの追加、更新
9. 恒久的施設（PE）への利益帰属（Section 16）の強化

1. 簡素化・合理化アプローチ (Simplified and Streamlined Approach: SSA) の導入 (Section 19)

これまで

- 特定の流通・マーケティング活動に対する、簡素化・合理化された移転価格算定アプローチ (SSA) は導入されていませんでした。

ここが変わった！

- 基礎的なマーケティング・販売活動 (baseline marketing and distribution activities) に対する簡素化・合理化アプローチ (SSA) が、2026年1月1日から2028年12月31日までのパイロット実施期間に開始される事業年度を対象に、新しいセクション (Section 19) として試験的に導入されました（パイロット実施期間後、IRASはSSAの継続を判断します）。
 - ・シンガポールの納税者が検証対象となる場合に適用可
 - ・適用に当たっては、以下の適格取引の要件を満たす必要がある：

- ① i) 販売会社 (distributor) が一社以上の関連者から物品を仕入れ、第三者へ販売するバイセル型のマーケティング・販売取引、ii) 販売代理人 (sales agent)、問屋 (commissionaire) が一社以上の関連者による第三者への物品の販売取引に貢献する、販売代理店およびコミッショナリ取引。（小売も実施する場合、3年間の加重平均純小売売上高が3年間の加重平均純売上高の20%を超えない場合は卸売のみを実施しているとみなされる）

ただし、無形資産、サービス、または商品 (commodities) のマーケティング、トレーディング、流通を含む場合、検証対象企業が適格取引に加えて非流通活動（例えば、当該適格取引に付随的でない製造、研究開発、調達、または財務活動）を行う場合（ただし、当該適格取引が非流通活動から適切に評価され、信頼性をもって個別に価格設定できる場合は除く）は適格取引に該当しない。

- ② 販売会社、販売代理人、またはコミッショナリがテスト対象となる片側検証の移転価格算定方法（伝統的取引基準法または取引単位営業利益法 (TNMM)）を用いた信頼性のある価格設定ができている。
- ③ 当該適格取引における検証対象企業は、年間の営業費用が年間純売上高（「OES比率」）の3%から30%の範囲内に収まる必要がある。（OES比率は、3年間の加重平均ベースで年次で決定）

シンガポール移転価格ガイドライン 第8版

1. 簡素化・合理化アプローチ (Simplified and Streamlined Approach: SSA) の導入 (Section 19)



ここが変わった！（続）

- 以下の2段階のアプローチを使用して、適格取引のROS（Return on sales: EBITの純売上に対する比率）を決定
- ① SSAステップ1: 純営業資産集約度（OAS: Net operating asset intensity^{*1}）、営業費用集約度（OES: Operating expense intensity^{*2}）に対応する以下の価格設定マトリクスからROSを特定。許容範囲を形成するために+/- 0.50%を適用

要素集約度		産業分類 1 ^{*3}	産業分類 2 ^{*4}	産業分類 3 ^{*5}
[A]	高OAS ($\geq 45\%$)	3.50%	5.00%	5.50%
[B]	中高OAS (30% - 44.99%)	3.00%	3.75%	4.50%
[C]	中-低OAS (15% - 29.99%)	2.50%	3.00%	4.50%
[D]	低OAS (< 15%) 、 OES $\geq 10\%$	1.75%	2.00%	3.00%
[E]	低OAS (< 15%) 、 OES < 10%	1.50%	1.75%	2.25%

*1 純営業資産を純売上高で割った比率を指し、各会計年度について直近3年間の加重平均で計算。検証対象の純営業資産を計算する際、歪みを防ぐため買掛金の上限日数が90日と設定されており、買掛金の計算値は「売上原価×365×90」を超えてはならないとされている。

*2 営業費用を純売上高で割った比率を指し、こちらも直近3年間の加重平均で計算される。

*3 生鮮食品、食料品、家庭用消耗品、建設資材および用品、配管資材、金属類

*4 ITハードウェアおよび部品、電気部品および消耗品、飼料、農業資材、アルコール・たばこ製品、ペットフード、衣料品・履物・アパレル製品、プラスチック・化学品、潤滑油、染料、医薬品、化粧品、健康関連製品、家庭用電化製品、家電製品、家具、家庭用・事務用品、印刷物、紙および包装資材、宝飾品、繊維・皮革・毛皮類、新車および中古車、車両部品および用品、混合製品およびグループ1または3に含まれない製品・部品

*5 医療機器、産業機械（農業用車両を含む）、産業用工具、産業用部品その他の各種資材

- ② SSAステップ2: 営業費用クロスチェックを実施し、SSAステップ1に基づくROSの適用が、事前に定義されたキャップ・アンド・カラーの範囲外の営業費用利益率（「ROpex」、EBIT/営業費用）となる場合、検証対象の収益性は、キャップ・アンド・カラーの範囲の最も近いレンジの値に調整される

価格設定マトリクスにおける要素集約度	営業費用キャップ・アンド・カラーレンジ	
	キャップ率 (Cap rates : 上限)	カラー率 (Collar rate : 下限)
高OAS [A]	70%	
中OAS [B]+[C]	60%	10%
低OAS [D]+[E]	40%	

シンガポール移転価格ガイドライン 第8版

1. 簡素化・合理化アプローチ（Simplified and Streamlined Approach: SSA）の導入 (Section 19)



解説

- このSSAは、特定の適格な関連者間取引（基礎的なマーケティング・販売活動）を行う納税者の移転価格コンプライアンスの事務負担を軽減するための選択肢として試験的に導入され、適用は任意となります。一方、相手国における受け入れを保証するものではないため、相手国において適正な利益率設定になっていないとして、移転価格調査における指摘や移転価格更正処分を受ける可能性もございます。シンガポールにおいては、相手国の移転価格課税から生じる二重課税について、納税者は排除のための相互協議を申請することができるものの、現段階においては、すべての国においてSSAの適用が認められている状況ではないため、相手国によってはリスクが伴うことをご理解の上、適用されることを推奨致します。

2. 移転価格文書化（Section 6）に係るガイダンス・FAQの更新



これまで

- 過去の適格文書を利用して簡易移転価格文書を作成する際、その利用の意思をIRASに示す宣言（Declaration）がない場合、文書を作成したと見なされるかどうかが明確ではありませんでした。
- 第7版のFAQ 7では、長期ローンであっても他の関連者間取引と同様に毎年のレビューと更新が必要であることが述べられていました。その理由として、時間の経過とともに事実関係や状況が変化する可能性があるため、それが合意された金利や条件に影響を与える可能性があることが挙げられていました。



ここが変わった！

- パラグラフ6.35を更新し、納税者がdeclarationをせずに過去の適格文書（qualifying past TP documentation）を利用した簡易文書化を実施した場合、簡易文書を作成したとは見なされない旨明記されました。
- Appendix BのFAQ 7（長期ローンに関する移転価格文書化）が強化されました。
 - ローンの期間にかかわらず、他の関連者間取引と同様に、関連者間ローンについても見直しを行い、見直しの結果を移転価格文書に盛り込む必要がある。見直しによって事実や状況に重大な変化が示された場合、その変化が関連者間ローン金利や条件にどのように影響するかを評価し、その評価結果を文書化する
 - ✓ 借り換えが必要となる場合、新たな貸付/借入とみなされ、新しい貸付/借入に伴い金利設定を行う必要がある
 - ✓ 独立企業においても金利の再設定が不要を判断される根拠を提示する（例：グループローンと同等の条件を持つ第三者からのローン（固定金利）が存在し、条件の調整や再交渉の柔軟性がない場合/担保価値の変化が金利に影響を与えないことを立証できる場合/グループローンが変動金利ローンであり、金利が特定の基準金利と借手の信用格付を反映した特定のスプレッドで設定されている場合/経済環境の変化がその基準金利に既に織り込まれており、借手の信用格付に重大な変化がないため、スプレッドが引き続き適切であることを立証できる場合）



解説

- 過去に作成した移転価格文書をそのまま簡易文書として提出する会社が多かったためか、declarationの必要性について注意喚起がなされた形です。簡易文書を作成されておられる場合は、過去の移転価格文書が適格文書であることのdeclarationが含まれているか、改めて内容の確認が推奨されます。
- 借り換えやロールオーバーは新規ローンとみなされ、移転価格文書において検証が必要となります、また、短期ローンのロールオーバーが続く場合、実質的には長期ローンとみなされる可能性がありますので、定期的な見直しと実態に合った金利設定を推奨いたします。

3. IRASによる移転価格調整（Section 8）の更新

これまで

- 商業的に不合理な取引の否認の例示において、ロイヤルティ支払いが損金不算入とされる際の源泉税への影響について明確な言及がありませんでした。
- 第7版においても、IRASが移転価格調査の結果として調整を行い、納税者がそれに不服がある場合、IRASの異議申し立て・不服申し立てプロセス（Objection and Appeal Process）に従って異議を申し立てる必要があることが言及されていました。



ここが変わった！

- 商業的に不合理な取引として否認され、ロイヤルティ支払いが損金不算入となる場合、源泉税がすでに課されていたとしても、損金不算入の扱いに影響はないことが例示に追加されました（パラグラフ 8.8の最終項目を更新）。
- 第8版では、納税者が当該利益、損失、または控除を資本的性質として扱う根拠を明確に裏付けなければならないことが追加されました（パラグラフ 8.10、スライド13参照）
- 第8版では、納税者の「不服申し立て」に関するガイダンスを、「IRASによる移転価格調整」（Section 8）のセクション内に独立した新しいパラグラフ（8.12）として明確に挿入しました。
 - ・ 紳税者がIRASの移転価格調整を受け入れない場合に、次の3つの主要な手段をとることができることを明記：①IRASの異議申し立て・不服申し立てプロセス、②国内法的救済措置、③相互協議



解説

- 国外関連者へのロイヤルティ支払いには通常源泉徴収義務が発生しますが、この源泉徴収が実行されたという事実は、取引が移転価格税制上、独立企業原則に合致しているか、あるいは商業的に合理的かという判断とは無関係である、つまり、ロイヤルティの支払いについては、シンガポール納税者が商業的に不合理な支払いを行った場合、たとえ源泉税を控除・納付していたとしても、当該支払いは法人税計算上、一貫して損金不算入として扱われるということになります。これは、IRASが移転価格の調整を行う際に、納税者が源泉徴収義務を果たしているかどうかにかかわらず、あくまで取引の商業的合理性に基づいて損金算入の可否を判断する、という強固な姿勢を示しています。
- IRASの移転価格調整後の納税者の対応については、パラグラフ8.12の挿入により、異議がある納税者が取るべき手段が、より包括的かつ明確に一箇所で提示されており、納税者フレンドリーなアップデートになりました。

4. サーチャージ・ペナルティ (Section 9) の更新

これまで

- 第7版のサーチャージ詳細の表（パラグラフ9.5）には、「異議申し立てまたは不服申し立ての際に、移転価格調整が変更または取り消された場合、以前に支払われたサーチャージはそれに応じて調整される。サーチャージの支払額が後に減額された場合、還付が行われる」という内容が記載されていました。



ここが変わった！

- 第8版では、従来のガイダンス内の表や他の箇所での言及に留めず、「異議申し立て後のサーチャージの取り扱い」に関する以下の具体的な記述が、パラグラフ9.4の本文に追加され、明確化されました。
 - ・「移転価格調整が後に増額、減額、または取り消された場合、サーチャージもそれに応じて調整され、超過して支払われたサーチャージは還付される」



解説

- IRASが移転価格調整を行った際のサーチャージについて、その決定が確定的なものではなく、納税者が異議申し立てを行い、調整額が最終的に確定・変動した場合には、サーチャージも遡って（増額、減額、または取り消しに応じて）調整されるという原則が、移転価格調査後の納税者の取るべき行動に関するガイダンスの中で明確に示された形となります。

5. 相互協議 (MAP) プロセスに係るFAQの追加 (Section 10)

これまで

- 第7版までのガイダンスでは、納税者がMAPを申請する際の期限は定められていたが、国内での法的な不服申し立て（国内救済措置）とMAP申請を同時に進める場合の具体的な取り扱いは明確に示されていませんでした。



ここが変わった！

- 第8版では、パラグラフ10.56と10.57が追加されたことにより、納税者がMAP申請の期限切れを防ぎながら、時間をかけて最も適切な紛争解決戦略（国内救済措置またはMAP）を選択できる仕組みが導入されました。

- FAQ 10.56：国内の法的救済措置とMAPの同時申請について
 - ✓ MAPメカニズムは国内法上の法的救済措置とは独立しており、納税者は両方を同時に申請することが可能
 - ✓ ただし、労力の重複を避けるため、IRASは相手国の権限のある当局（CA）と協議し、国内の法的救済措置が進行中の間、MAPプロセスを中断（suspended）すべきかどうかを決定する

納税者が国内での手続きを優先したいが、MAPの申請期限を逃したくない場合、以下の2つのオプションが示されました。

1. 通常MAP：租税条約に定められた期限内にMAP申請を行い、MAPプロセスを開始する。その後、国内法的な救済措置に進むことを決めた場合はIRASに通知し、両CAでMAPの中止を決定する
2. 保護的MAP（Protective MAP）：申請期限内にMAP申請を行うと同時に、IRASに対して審査を延期するよう明確に通知する。これにより、納税者は国内の救済措置を追求する間、期限切れのリスクから保護される

- FAQ 10.57：保護的MAP申請の定義と手続き
 - ✓ 保護的MAP申請とは、租税条約のMAP条項に定められた期限内に申請が行われたことを保証するために提出されるMAP申請
 - ✓ 納税者が国内の法的救済措置などの他の対応策を追求している間に、申請期限を逃すことを防ぐことが可能
 - ✓ 納税者は、次の要件を満たす必要がある：

1. 関連する租税条約のMAP条項で定められた期限内に申請を提出すること
2. 申請書類（パラグラフ11.6に記載の必要詳細）を提出すること
3. IRASに対し、納税者からのさらなる通知があるまで、MAP申請の審査を延期すべきであることを明確に示すこと
4. 保護的MAP申請を行う理由を提供すること

✓ IRASは保護的MAP申請受理後、相手国のCAに通知し、納税者から審査開始の通知があるまで、申請の審査を延期する

5. 相互協議（MAP）プロセスに係るFAQの追加 (Section 10) (続)



解説

- 第8版におけるこの変更は、納税者が国際的な二重課税のリスクに直面した際に、期限を守りつつ戦略的な紛争解決の道筋を選択できるよう、手続き的なセーフティネットを提供了したものです。これにより、納税者は焦って国内での権利を放棄したり、不利なMAP申請を行ったりすることなく、最適なタイミングでMAPプロセスを開始できるようになりました。

6. 相互協議 (MAP) プロセス (Section 11) の更新

これまで

- 第7版では、MAP申請書を提出前のIRASへの事前相談 (pre-filing discussion) は不要とされておりました。
- 第7版のパラグラフ11.8では、IRASが申請を受理した場合、海外の権限当局 (Foreign Competent Authority) に1ヶ月以内に受理通知書を発行することが規定されていました。
- 第7版のパラグラフ11.12では、納税者が合意を受け入れた場合、IRASと海外の権限当局は、確認書と合意の交換 (MAPを完了するための確認書 (confirmation letters) と合意 (agreement) の交換、納税者への合意のコピーの提供、更正処分の修正、を実施するとされておりました。

NEW

ここが変わった！

- 第8版では、事前相談は納税者が希望する場合、申請前にIRASと協議することが可能であり、納税者はパラグラフ11.6(1)～(k)に記載された情報を少なくとも事前相談1か月前までにIRASに提供する必要がある旨明記されました。
- 第8版のパラグラフ11.8では、IRASがMAP申請をレビュー・評価した後、以下の手続きを行うことが追加されました。
 - ・ 海外の権限当局への通知: IRASは、MAP統計報告枠組み (MAP Statistics Reporting Framework)、および該当する租税条約の仲裁規定に従って、海外の権限当局にMAP申請を通知する
 - ・ 受理通知: 申請が受理された場合、IRASは、情報を受領した日から1ヶ月以内に、海外の権限当局に受理通知書を発行する
- IRASは、納税者が合意を受け入れた後、かつIRASと海外の権限当局との間で確認書 (confirmation) および終了通知書 (closing letters) を交換した後でなければ、合意された結果を履行しない、という点が再確認されました。
 - ・ 紳税者が合意を受け入れた場合、IRASと海外の権限当局は以下の手続きを進める：
 - ✓ 各々の納税者に終了通知書 (closing letters) を発行
 - ✓ 二重課税排除のための対応的調整の実施や移転価格調整の修正を実行



解説

- MAPのプロセス自体に大きな変更はありませんが、シンガポールのMAPが国際基準に沿ったものと位置付けられ、履行時期も明確化されています。

7. パスルーコスト (Section 14) に係るガイダンスの更新

これまで

- 第7版では、書面による合意には、GSP (Group Service Provider) とその関連者との間のEメールによるやり取り（すべての関連者を含むメール、または各関連者との個別メール）が含まれるとされていました。
- 第7版では、パラグラフ14.25でパスルーコストの適用例が示されていましたが、パスルーコストに関する具体的なTP文書化要件についての言及はなされておりませんでした。



ここが変わった！

- 第8版では、Eメールによるやり取りは引き続き含まれますが、GSPから関連者への支払い請求を目的とした請求書は、関連者が当該サービスに関する責任を負うことに同意したことを反映していないため、請求書 (Invoices) は書面による合意とは見なされないことが明確化されました。
- 第8版のパラグラフ14.25において、納税者は、特定のコストを厳密なパスルーコストとして扱う根拠について、該当する場合、TP文書化 (TP documentation) の中で説明しなければならない、とされました。

解説

- パスルーコストについては、これまで要件については明文化されておりましたが、特定のコストをパスルーコストとして取り扱う根拠の開示までは求められておりませんでした。今後は、14.22の要件に則りパスルーコストとして判断していることを、ローカルファイル上で開示することが必要となります。

8. 金融取引 (Section 15) に係るガイダンスの追加、更新

これまで

- 関連者間資金調達の構成（債務か資本か）に関する特定の検討事項や、特定の関連者間ローンの詳細な取り扱いについて、明確なガイダンスはありませんでした。

ここが変わった！

- 第8版においては、返済が困難と判断される金額については、独立企業が同様の条件で貸し出す最大限の金額を超えていたとみなされ、当該金額については貸付金と認められないとの例示が追加されました。
- 第8版では、納税者が債務または資本の資金調達を構成する際に、以下のリスクに留意しなければならないとする新しいパラグラフ15.12が挿入されました。
 - ・ 取引否認のリスク: IRASが実際の関連者間取引を無視（disregard）する可能性があること（パラグラフ8.6～8.9参照）
 - ・ 租税回避規定の適用: 紳税者が「ハイブリッド金融商品」を発行する際、それが所得税法（ITA）第33条（租税回避規定）に該当する場合、IRASは当該アレンジメントを否認または変更し、調整を行う可能性があること
- 主に2025年1月1日以降に締結される国内ローンに対する新しい優遇措置の手続き的結果を明確化し、ALP不遵守の場合の対応が強化されました。
 - ・ **2025年1月1日以降の国内ローンに対する簡素化ルール** : 2025年1月1日以降に締結された、両当事者が金融業を営んでいない関連者間国内ローンについて、納税者はIRASが公表するIndicative Margin（指標マージン）を適用するか、または通常のALP（独立企業原則）に基づいて金利を決定するかのいずれかを選択できる。Indicative Marginの適用において、通常義務付けられるS\$15百万の閾値は適用されず、また、条件を満たす場合、IRASは所得税法第34D条に基づく移転価格調整や当該ローン取引に係る移転価格文書の提出も求めない
 - ・ ただし、ALPを適用しなかった場合、(a) IRASによって決定されたALP金利を超過する利息費用は、税務上損金不算入、(b) 当該超過分の利息費用が損金不算入として扱われることは、「国外関連者への利息支払いに対してすでに源泉徴収されていたとしても、損金不算入の扱いに影響はない



解説

- 関連者間国内ローンについては、コンプライアンス負荷が軽減される一方、クロスボーダーローンを含むその他の融資については、ALPに反する場合、源泉税を支払っていても超過利息費用の損金算入が否認されるリスクが強調されています。また、融資が資本と再分類されるリスクを避けるため、資金調達構成の経済的実態の評価が引き続き厳格に求められます

9. 恒久的施設（PE）への利益帰属（Section 16）の強化

これまで

- 恒久的施設（PE）への利益帰属は、租税条約の事業利益条項（Business Profits Article）によって規定されており、PEは「同一または類似の活動に従事し、同一または類似の条件の下で活動する分離独立した企業」として見なされるべきであるという原則が確立されており、納税者は、この原則に従って利益帰属を決定する義務がありました。



ここが変わった！

- 第8版では、PEの納税申告義務（税務申告書提出の必要性）に関する説明が追加されました。
- PEがシンガポール国内で税務申告書（Form Cなど）の提出を免除されるのは、以下の三つの条件すべてが満たされる場合に限られます。
 - シンガポールの納税者が、その機能、使用資産、および負担リスクに見合った独立企業間報酬を、そのPEから受け取っていること
 - PEがシンガポールの納税者に支払った報酬が、ALPの遵守を証明する適切な移転価格文書によって裏付けられていること
 - PEが、シンガポールの納税者が報酬を受け取っている活動以外に、シンガポール国内で機能の遂行、資産の使用、またはリスクの負担を一切行っていないこと



解説

- 納税者は、シンガポール国内の関連会社がPEのために活動を行った結果としてPEリスクが発生した場合、PEの存在だけでなく、そのPEがシンガポールで税務申告義務を負うかどうかについて、明確な基準を持つことができるようになりました。これらの条件のいずれかが満たされない場合、PEは申告義務を負います。これは、国際的な事業構造を持つ企業に対し、シンガポールでの活動がPEを構成しない、あるいは申告義務を免除されることを確実にするために、厳格なコンプライアンスと文書化を求めるものです。

- 本資料記載内容の著作権はすべてフェアコンサルティンググループに帰属します。フェアコンサルティンググループに無断で転載、複製等をすることはお控えください。また、説明内容や見解を、フェアコンサルティンググループの事前の承諾なくWebやSNS等に掲載する等の行為もお控えください。
- 本資料は、移転価格ガイドラインおよび本資料公開日において有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。フェアコンサルティンググループは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず専門家のアドバイスを受けて頂きますようよろしくお願ひ致します。また、本資料につきましては作成者の私見も含まれるため、フェアコンサルティンググループの公式見解ではありません。フェアコンサルティンググループの各法人は、本資料に依拠することにより貴社が被った損失について一切責任を負わないものとします。



www.faircongrp.tax

www.faircongrp.com

grm@faircongrp.com

※本資料中の文章・画像等の内容の不正複製・複製等はご遠慮ください。

※Please avoid illegal copying / duplication etc. of contents of including documents, images etc. in this material.